

議案第 69 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項を附則第 17 項とし、附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 4 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法

律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

第 2 条 松阪市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、附則第 14 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 2 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
  - (2) 附則第 13 項の改正規定（「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。